

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年3月2日
【会社名】	大阪有機化学工業株式会社
【英訳名】	OSAKA ORGANIC CHEMICAL INDUSTRY LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 鎮目泰昌
【本店の所在の場所】	大阪府中央区安土町1丁目7番20号
【電話番号】	大阪(06)6264-5071(代)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 永松茂治
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区安土町1丁目7番20号
【電話番号】	大阪(06)6264-5071(代)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 永松茂治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第1回新株予約権) その他の者に対する割当 2,337,168円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い 込むべき金額の合計額を合算した金額 456,964,368円 (第2回新株予約権) その他の者に対する割当 1,440,720円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い 込むべき金額の合計額を合算した金額 546,779,920円 (第1回及び第2回の合計) その他の者に対する割当 3,777,888円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い 込むべき金額の合計額を合算した金額 1,003,744,288円 (注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当 社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総 額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合 算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第1回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	10,672個
発行価額の総額	2,337,168円
発行価格	219円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成22年3月18日（木）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	大阪有機化学工業株式会社 総務部 大阪市中央区安土町1丁目7番20号
払込期日	平成22年3月19日（金）
割当日	平成22年3月19日（金）
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 今里支店 大阪市東成区大今里3丁目15番18号

(注) 1 大阪有機化学工業株式会社第1回新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」という。）は、平成22年3月2日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

なお、本新株予約権及び本新株予約権と同日に発行される当社第2回新株予約権を以下総称してまたは個別に「本件新株予約権」といいます。

2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式である。単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,067,200株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号および第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初426円とする。</p> <p>2 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p>

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合
調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)

その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)
調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)

その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号 に定義する。以下同じ。)が、()上記交付の直前の既発行普通株式数(本項第(3)号 に定義する。以下同じ。)を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本 において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記()による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)2の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り捨てる。

行使価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満を切り捨てる。

行使価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の前日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の合併、資本金の額の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	456,964,368円 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、本新株予約権の行使価額（ただし、行使価額が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に従い調整された場合、調整後の行使価額とする。）に、本新株予約権1個の発行価格を、本新株予約権の行使時において有効な割当株式数で除した金額を加えた金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金に関する事項 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成22年4月16日（以下「権利行使開始日」という。）から平成25年3月19日（以下「権利行使最終日」という。）までの期間（以下「行使可能期間」という。）とする。なお、権利行使最終日が営業日でない場合はその前営業日を権利行使最終日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求の受付場所 大阪有機化学工業株式会社 総務部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 今里支店 大阪市東成区大今里3丁目15番18号</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社が消滅することとなる吸収合併もしくは新設合併、本新株予約権を承継することとなる吸収分割もしくは新設分割、または当社が他の会社の完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で決議し、当該決議内容の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条の規定に従って通知または公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を1個あたり219円で取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p> <p>2 当社は、権利行使開始日以降において株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。）が511円（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）に到達した日以降、取締役会が本新株予約権を取得することを決議した場合は、当社取締役会で定める取得日の2か月前以降1か月前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者に通知し、または公告をしたうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を無償で取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。</p>

新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、行使しようとする本新株予約権を表示し、その行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出しなければならないこととします。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の指定の口座に振込むものとしたします。
- (3) 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできません。
- (4) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める口座に入金された日または本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日に発生するものとします。

2 株式の交付

当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した場合、社債、株式等の振替に関する法律に基づき振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。

3 行使後第1回目の配当の方法

剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

2【新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	10,672個
発行価額の総額	1,440,720円
発行価格	135円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成22年3月18日(木)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	大阪有機化学工業株式会社 総務部 大阪市中央区安土町1丁目7番20号
払込期日	平成22年3月19日(金)
割当日	平成22年3月19日(金)
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 今里支店 大阪市東成区大今里3丁目15番18号

(注) 1 大阪有機化学工業株式会社第2回新株予約権(第三者割当)(以下「本新株予約権」という。)は、平成22年3月2日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

なお、本新株予約権及び本新株予約権と同日に発行される当社第1回新株予約権を以下総称してまたは個別に「本件新株予約権」といいます。

2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式である。単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,067,200株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号および第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初511円とする。</p> <p>2 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>時価(本項第(3)号に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p>

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合
調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項第(3)号に定義する。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号 または による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）が、()上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項第(2)号または第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が修正日に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 または上記()による行使価額の調整が修正日前行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1 か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については別記(注)2の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号 乃至 の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満を切り捨てる。

行使価額調整式および本項第(2)号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満を切り捨てる。

行使価額調整式および本項第(2)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の前日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本項第(2)号において「対価」とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の前日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また() (本項第(2)号においては)当該行使価額の調整前に、本項第(2)号または第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)および修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の合併、資本金の額の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	546,779,920円 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、本新株予約権の行使価額（ただし、行使価額が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に従い調整された場合、調整後の行使価額とする。）に、本新株予約権1個の発行価格を、本新株予約権の行使時において有効な割当株式数で除した金額を加えた金額となる。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金に関する事項 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成22年4月16日（以下「権利行使開始日」という。）から平成25年3月19日（以下「権利行使最終日」という。）までの期間（以下「行使可能期間」という。）とする。なお、権利行使最終日が営業日でない場合はその前営業日を権利行使最終日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 本新株予約権の行使請求の受付場所 大阪有機化学工業株式会社 総務部 2 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 今里支店 大阪市東成区大今里3丁目15番18号
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1 当社は、当社が消滅することとなる吸収合併もしくは新設合併、本新株予約権を承継することとなる吸収分割もしくは新設分割、または当社が他の会社の完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で決議し、当該決議内容の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条の規定に従って通知または公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を1個あたり135円で取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 2 当社は、権利行使開始日以降において株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。）が613円（ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(1)号乃至第(4)号による調整を受ける。）に到達した場合には、かかる到達日の翌日の1ヶ月後の応答日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を無償で取得する。なお、当社は、かかる取得日の2週間前までに、当該取得日を、新株予約権原簿に記載された本新株予約権の新株予約権者に通知する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。

代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、行使しようとする本新株予約権を表示し、その行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出しなければならないこととします。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の指定の口座に振込むものとしたします。
- (3) 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできません。
- (4) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める口座に入金された日または本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日に発生するものとします。

2 株式の交付

当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した場合、社債、株式等の振替に関する法律に基づき振替株式の新規記録または自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。

3 行使後第1回目の配当の方法

剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,003,744,288	8,000,000	995,744,288

- (注) 1 上記金額は第1回及び第2回新株予約権の合計であります。また、払込金額の総額は、発行価額の総額（第1回及び第2回新株予約権合計3,777,888円）に本件新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（第1回及び第2回新株予約権合計999,966,400円）を合算した金額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- 3 本件新株予約権の行使は新株予約権者の判断によるものであり、本有価証券届出書提出日現在において新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び払込日は確定しておりません。
- 4 本件新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少します。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額995,744,288円は、全額を主に研究開発の推進、大阪工場からの移管による生産合理化、原価低減、品質向上及び安全環境保全を図るための設備の増設及び改修を目的とした、設備投資の一部に充当する予定であります。

当社は平成22年度から平成24年度までに、「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載の合計22億円（平成22年度から平成23年度までの主要な設備投資計画）及び当社グループの「平成22年 中期事業計画」において策定した平成24年度の主要な設備投資計画合計約10億円を合わせ約32億円の設備投資を予定しておりますが、本件新株予約権の行使は本新株予約権者の判断によるため、現時点において行使可能期間（平成22年4月16日から平成25年3月19日まで）中の新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、財産の出資があった場合の具体的な金額及び使途については、行使による財産の出資がなされた時点の当社の設備投資計画の状況に応じて決定いたします。

なお、本有価証券届出書提出日現在、平成22年度から平成23年度の当社グループにおける主要な設備投資計画は、「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりですが、その詳細は以下の通りであります。

- ・当社の成長戦略の基本軸である技術力の強化を図るため、特に利益性・成長性の高い液晶材料や半導体材料を中心とする電子材料分野や医薬中間体分野などの特殊化学品部門における新規製品開発や生産工程改良の研究設備資金として397百万円を予定しております。
- ・当社大阪工場から金沢工場及び酒田工場へのエステル化製品・特殊化学品の移管をスムーズに行い、合理化による生産効率の向上やコスト削減のための生産設備投資や現有生産設備の改修費用などの生産設備資金として1,813百万円を予定しております。そのうち当社の想定している本件新株予約権による調達資金の使途、金額、支出時期については下表の通りであります。

想定している使途	想定金額	想定支出予定時期
(a) 金沢工場におけるエステル化製品・特殊化学品の生産設備の投資予定額の一部	770百万円	平成22年3月～平成23年11月
(b) 酒田工場におけるエステル化製品・特殊化学品の生産設備の投資予定額の一部	230百万円	平成22年3月～平成23年11月

また、当社グループの「平成22年 中期事業計画」において策定した平成24年度の当社グループの設備投資計画合計約10億円は、主に当社金沢工場における研究設備及び生産設備の投資を予定しております。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の概要	割当予定先の氏名又は名称		野村キャピタル・インベストメント株式会社
	割当新株予約権数		21,344個
	払込金額		3,777,888円
	割当新株予約権の目的である株式の数		2,134,400株
	本店所在地		東京都中央区日本橋一丁目5番3号
	代表者の役職及び氏名		執行役社長 丸山 明
	資本金の額		5,500,000,000円
	事業の内容		貸金業
	主たる出資者及びその出資比率		野村ホールディングス株式会社 100%
	当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数
割当予定先が保有している当社の株式の数			なし
取引関係等		シンジケートローン（融資総額10億円、期間3年）の媒介業務を委託しており、割当予定先に対して融資総額の4.46%（年率）の手数料を支払う予定です。	
資金関係		該当事項なし	
人的関係等		該当事項なし	
設備の賃貸借関係		該当事項なし	
技術供与等		該当事項なし	
役員の兼務関係		該当事項なし	

（注） 割当予定先の概要及び当社との関係の欄は、平成22年3月2日現在のものです。

< 割当予定先の選定理由及び経緯 >

当社は、野村キャピタル・インベストメント株式会社が野村グループの一員であることを勘案し、同社への割当を予定しております。野村グループは、当社の資金調達ニーズを充足する商品開発力とスキームの提案力を兼ね備えており、新株予約権の行使により交付する当社株式の売却について、円滑な売却スキームを構築することが期待でき、更には野村グループの一員である野村証券株式会社とは当社の主幹事証券会社として良好な関係を築いております。

< 割当予定先の保有方針 >

割当予定先である野村キャピタル・インベストメント株式会社は、当社取締役会の決議による当社の承認を得ることなく本件新株予約権を譲渡できません。また、割当予定先は本件新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を交付のタイミングに応じて株式会社東京証券取引所または株式会社大阪証券取引所において売却していく(借株を用いた売却の場合には、当該借株の貸主に対して返却していく)等、適時適切に売却する方針であり、原則として交付を受けた株式は当該交付日が含まれる当社決算期の決算期日を越えて保有し続けたいことを予定していることを当社は確認しました。

< 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容 >

当社は、割当予定先の直近の財務諸表等から、割当予定先は本件新株予約権の払込みに要する財産を保有していると判断いたしました。

< 割当予定先の実態 >

当社は、割当予定先、当該割当予定先の役員又は株主が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を割当予定先より受領しております。

< 割当予定先による本件新株予約権の行使制限等 >

当社は、割当予定先である野村キャピタル・インベストメント株式会社との間で、下記の事項について合意する予定です。

1. 割当予定先による本件新株予約権の行使制限

(1) 本件新株予約権の行使請求は、次の(a)または(b)いずれかの値の小さい方を割当株式数で除して得られる最大整数を上限とする(ただし、上限議決権数超過行使等(後記「2. 上限議決権制限行使等の制限に係る合意」に定義する。)に該当する場合はこの限りでないものとする。)(なお、本項でいう「平均値」とは、その日に先立つ25営業日(当該日は含まない。)の当社普通株式の普通取引の株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所のそれぞれの1日あたりの売買高(立会外取引を含む。)の平均の合計値をいうものとする。)

(a) 前回の行使請求日(ただし、初回行使の場合は本件新株予約権の割当日。)以降今回の行使請求日の前日までの各日における「平均値」の15%の累計。

(b) 各新株予約権の行使請求日に先立つ25営業日(当該行使請求日を含まない。)の各日における「平均値」の15%の累計。

(2) 割当予定先が、後記「2 株券等の譲渡制限」に記載のとおり、当社の承認に基づき第三者に本件新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ転売先に対して上記(1)の内容を約させ、当該転売先となる者がさらに第三者に譲渡する場合には当該第三者に同様の内容を約させるものとする。

2. 上限議決権制限行使等の制限に係る合意

当社は、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で交付する当社の普通株式及びその他の種類の議決権付株式（以下「同時期発行議決権付株式」と総称する。）に係る議決権の数に、本件新株予約権、当社が本件新株予約権の発行後6ヶ月以内に第三者割当の方式で発行する新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）及び当社の普通株式以外の種類の株式（以下「同時期発行新株予約権等」と総称する。）の取得または行使が行われることによって増加する議決権の数を加えた議決権の数の累計が、30,000個（ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割もしくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当てまたは当社の議決権付株式の単元株式数の変更をする場合は、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての割合または変更前後における単元株式数の比率に応じて減少または増加するものとし、当該株式併合、株式分割もしくは無償割当ての基準日または単元株式数の変更日前に発行された同時期発行議決権付株式に係る議決権ならびにかかる基準日もしくは変更日前に本新株予約権または同時期発行新株予約権等の行使または取得により増加した議決権の数も同様に減少または増加したものとみなして計算する。）を超えることとなるような本件新株予約権の行使または同時期発行新株予約権等の行使もしくは取得請求を行わず、また、同時期発行新株予約権等の取得もしくは同時期発行議決権付株式の発行を行わない（かかる本新株予約権の行使及び同時期発行新株予約権等の行使、取得請求または取得ならびに同時期発行議決権付株式の発行をあわせて「上限議決権数超過行使等」という。）、

< 本件新株予約権を選択した理由 >

「第一部 証券情報 第1 募集要項 3 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載しましたとおり、当社では事業戦略遂行のための断続的な資金需要の発生が見込まれております。このような資金需要に機動的、効率的に対応しつつ、同時に既存株主の利益に配慮した資金調達手法を検討してまいりました結果、足下で必要となる資金についてはシンジケートローンによる調達で確保すると同時に、それ以降に発生が見込まれる資金需要に対しては新株予約権付社債と比べて足下の負債性資金負担の無い新株予約権による調達を選択することが、中長期的に見た資本効率の向上と財務の健全性の維持につながるものと判断いたしました。

なお、本新株予約権については以下「及び」に示す仕組みを備えていることで、株式の希薄化を適正にコントロールし既存株主の利益に最大限配慮することができるのと同時に、適宜、最適の資金調達手段の検討を可能とすることで資本効率の向上が期待できるものとなっており、現時点における最良の選択肢として本新株予約権の発行を決定いたしました。

第1回、第2回新株予約権とも当社が定めた株価水準以上でのみ行使が行われ、株価が下落した場合でも行使価額の修正は行われない為、想定を上回る株式の希薄化は発生しません。

第1回新株予約権は、株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が511円（行使価額の120%）に到達して以降は当社の判断により無償で取得・消却することが可能な設計になっております。株価が行使価額の120%に到達した以降に、第1回新株予約権の行使を引き続き期待するか、第1回新株予約権を取得・消却した上で、当該取得・消却相当分の資金調達手段の採用を検討しつつ、もう一段高い水準の行使価額となる第2回新株予約権の行使に期待するかは、その時点における当社の業績動向や株式市況の推移等を見ながら当社が判断することができます。第1回新株予約権全ての行使が終了しないまま取得・消却を実施した場合は調達可能額が10億円を下回りますが、当面の資金需要に対する一定の調達を確保しながら、株式の希薄化を軽減できるという効率的な資金調達手段となることが期待できます。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先が、本件新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本件新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

本件新株予約権の払込金額は、当該割当予定先が上記〈割当予定先による本件新株予約権の行使制限等〉に基づき最大で行使する新株予約権の個数を算出する際に基礎とする売買出来高について、現在の売買出来高（直近1年間の平均売買出来高）が今後も継続することを前提とし、また、第1回新株予約権については、株価が一定水準に到達した場合に当社が第1回新株予約権を無償で取得することが可能であり、第2回新株予約権については、株価が一定水準に到達した場合に当社が自動的に第2回新株予約権を無償で取得する、という本案件の特殊性並びにそれぞれの本件新株予約権について割当予定先の負う投資リスク、当社株式の株価変動率、貸株の取引条件及び本件新株予約権の行使条件等も勘案し、新株予約権の評価で一般的に使用されているオプション評価手法の1つであるモンテカルロシミュレーションを用いて第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングにより算定された数値に基づいて決定しております。なお、本件新株予約権の払込金額の決定における要素の一つである割当予定先が行使によって1日に取得する最大株式数は、ヒストリカルなデータである直近1年間の平均売買出来高に基づき算出した1日あたりの「平均値」（上記〈割当予定先による本件新株予約権の行使制限等〉に定める「平均値」をいいます。）に0.15を乗じた株式数が利用されております。この点、本件新株予約権の発行時点において将来の売買出来高を客観的に算定する評価モデルが確立していないことに鑑みますと、現在の流動性（直近1年間の平均売買出来高）が将来においても継続するという前提を採用することも不合理ではないと判断しております。

当該算定については、当該算定に基づく払込金額が特に有利な金額でない旨の法律意見書を弁護士より取得しており、当社は本件新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。なお、上記算定は現在の売買高を踏まえた当社株式の流動性に基づいておりますが、当社株式の売買数量が将来的に増加した場合に本件新株予約権の行使により十分に資本が拡充される可能性を追求することとしております。また、取締役会での発行決議に関する手続きについて、監査役全員から適法であるとの判断を受けております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5【第三者割当後の大株主の状況】

本件新株予約権が全て行使された場合における大株主の状況については、以下のとおりとなります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%) (注2)
野村キャピタル・イン ベストメント株式会社	東京都中央区日本橋1丁目5番 3号	0	0.00	2,134(注2)	9.46
鎮目泰昌	兵庫県芦屋市	1,766	8.64	1,766	7.83
三菱レイヨン株式会社	東京都港区港南1丁目6番41号	928	4.54	928	4.11
株式会社三菱東京UF J銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7 番1号	805	3.94	805	3.57
株式会社カネカ	大阪市北区中之島3丁目2番4 号	700	3.42	700	3.10
鎮目歳子	兵庫県西宮市	693	3.39	693	3.07
嶋田早智子	東京都目黒区	538	2.63	538	2.39
大阪有機化学従業員持 株会	大阪市中央区安土町1丁目7番 20号	479	2.34	479	2.12
谷川由生子	大阪府茨木市	464	2.27	464	2.06
安川義孝	奈良県香芝市	439	2.15	439	1.95
計		6,814	33.36	8,948	39.67

(注) 1 上記のほか、自己株式が1,359千株（所有株式数割合6.24%）あります。

当社が保有している株式については、会社法第308条第2項の規定により議決権がありません。

- 2 上記表中の割当予定先の「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当予定先が本件新株予約権を全て行使し、行使により交付される当社株式を全て保有した場合の数値です。なお、「1 割当予定先の状況<割当予定先の保有方針>」に記載のとおり、割当予定先は、本件新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式は適時適切に売却する方針です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第63期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成22年3月2日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年3月2日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第63期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」については、平成22年3月2日現在、次のとおり「資金調達方法」欄を変更しております。

（1）重要な設備の新設等

研究開発の推進、大阪工場からの移管による生産合理化、原価低減、品質向上及び安全環境保全を図るため、設備の増設及び改修を目的とした設備投資を予定しております。

その計画の概要は、次のとおりです。

会社名 事業所名	所在地	事業の区分等	設備の 内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 金沢工場	石川県 白山市	特殊化学品	研究設備	396,600		借入金	平成22年 3月	平成23年 8月	(注) 2
当社 金沢工場	石川県 白山市	エステル化製品 特殊化学品	生産設備	1,373,600		自己資金、借入金 及び新株予約権の 行使による払込金	平成22年 1月	平成23年 11月	(注) 3
当社 酒田工場	山形県 飽海郡 遊佐町	エステル化製品 特殊化学品	生産設備	439,000		自己資金及び新株 予約権の行使によ る払込金	平成22年 2月	平成23年 11月	(注) 3
合計				2,209,200					

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 主に研究開発を目的としているため、生産能力の増加はありません。

3 主に当社大阪工場からの移管受入れであり、生産能力の増加はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度（第63期） 自 平成20年12月1日 至 平成21年11月30日	平成22年2月19日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度（第63期） 自 平成20年12月1日 至 平成21年11月30日	平成22年3月2日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし

独立監査人の監査報告書

平成21年 2月20日

大阪有機化学工業株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 茂彦

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秦 一 二 三

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大阪有機化学工業株式会社の平成19年12月1日から平成20年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪有機化学工業株式会社及び連結子会社の平成20年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は、当下期より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を早期適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年2月12日

大阪有機化学工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 茂彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秦 一 二 三

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大阪有機化学工業株式会社の平成20年12月1日から平成21年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪有機化学工業株式会社及び連結子会社の平成21年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、大阪有機化学工業株式会社の平成21年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、大阪有機化学工業株式会社が平成21年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月20日

大阪有機化学工業株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 茂彦

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秦 一 二 三

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大阪有機化学工業株式会社の平成19年12月1日から平成20年11月30日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪有機化学工業株式会社の平成20年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に記載されているとおり、会社は、当下期より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を早期適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年2月12日

大阪有機化学工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 茂彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秦 一 二 三

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大阪有機化学工業株式会社の平成20年12月1日から平成21年11月30日までの第63期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪有機化学工業株式会社の平成21年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。